

介護予防支援事業所の対象拡大について

美作市保健福祉部健康政策課

介護保険法改正により、令和 6 年 4 月から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も市からの指定を受けて介護予防支援を実施できることとなります。

指定を希望される場合には、健康政策課介護保険係へ申請してください。

なお、今回の改正をもって、地域包括支援センターからの「業務委託」がなくなるものではありません。従来どおり、委託契約により要支援者を担当することは可能です。

【主な指定基準】

- 1 指定居宅介護支援事業所の指定を受けていること
- 2 事業所ごとに 1 以上の必要な数の介護支援専門員を配置していること
- 3 管理者が主任介護支援専門員であること

【指定申請について】

- ・指定申請は原則各月の 1 日です。
- ・指定予定日の前々月の末日までに申請書類をご提出ください。

※法人登記事項証明書における目的欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載が必要となります。

※介護予防支援事業所の指定を行う場合は、あらかじめ、意見聴取機関に意見を求めなければならない(介護保険法第 115 条の 22 第 4 項)とされております。指定日についてご希望に添えない場合がありますがご了承ください。

【単位数について】

〈現行〉	→	〈改定後〉
介護予防支援費 438 単位		介護予防支援費(Ⅰ) 442 単位 ※地域包括支援センターのみ
		介護予防支援費(Ⅱ) 472 単位(新設) ※指定居宅介護支援事業所のみ

※介護予防支援費(Ⅱ)については、居宅介護支援と同様に特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象となります。

【注意事項】

○介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみです。利用するサービスに応じてケアマネジメントの種別が変わりますので、ご注意ください。

・介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が行える業務の範囲

利用するサービス (ケアプランに位置付けるサービス)	ケアマネジメントの種別	実施
総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント	不可
総合事業と介護予防サービスを併用	介護予防支援	可
介護予防サービスのみ	介護予防支援	可

例：要支援者について、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者として担当しているケース

利用月	利用するサービス	ケアマネジメントの種別	市へ必要な届出
5月	・通所介護(総合事業) ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書
6月	・通所介護(総合事業)	介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書
7月	・通所介護(総合事業) ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書

この場合、5月、7月分は居宅介護支援事業所が担当し、介護予防支援を行います。6月については地域包括支援センターが担当となります。また、5月から7月の各月において「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」の提出、利用者との契約が必要となります。

都度の契約による利用者負担及び事務負担軽減のため、当初の契約の時点で利用者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの三者契約を行っても差し支えありません。

※この場合においても各月における「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」の提出は必要です。